

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和7年2月14日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

奈 監 第 134 号
令和7年2月13日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和6年12月13日に提出のあった、奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

なお、内容については、原則として提出書面を原文のまま記載している。

奈良市職員措置請求書

1 請求の要旨

令和6年9月6日に提出した行政文書開示請求について総務課情報公関係より同年9月9日に受付した旨の通知が届いた。その後、9月24日付けで期限延期通知が届いたが、その内容が間違っており総務課にも文書の内容を確認してもらうよう土木管理課長補佐に電話した。そして9月30日付けの郵便が届いたが、まだ訂正されていなかったので一度総務課に私に届いた文書を確認して貰うよう土木管理課長補佐に電話で連絡した。そこで10月7日に発送された郵便が届いたが未だ間違ったままであったので土木管理課長補佐に総務課に一から文書を確認して貰うよう連絡した。10月15日に発送された郵便が届き、やっと訂正されたものだが、届いた通知書を見ると9月24日付けとなっていた。

私が提出した行政文書開示請求書は令和6年9月6日付けであるのに上述のように奈良市から届いた通知では令和5年5月19日と訳の分からない日付であり、更に10月15日に

発送された郵便では通知書発出日が9月24日付となっている等日付管理及び文書管理があまりにも杜撰である。

上記3回（9月24日発、9月30日発、10月7日発）の郵便代金は不適正な支出であるので担当者並びに土木管理課長及び総務課長に支払わせるよう措置を請求します。郵便切手も市民の税金からの支出であり安直に発送しなおせば良いものではなく最善の注意を払い市の行政を掌る義務が職員にはあるはずである。

併せて過去にもこのような郵便代金が無駄となった事例があるかどうかを郵便料金の受払簿が存続している範囲で土木管理課と総務課について監査し、複数回同一人物に同一内容で郵送しているものがあれば当該職員に支払わせるよう措置を請求します。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本件は杜撰な体制及び対応についての監査請求であるので、外部の方に検証していただきたく個別外部監査を望む

2 事実証明書

- (1) 令和6年9月9日発の総務課からの文書と郵便封筒の写し
- (2) 令和6年9月24日発の土木管理課からの文書と郵便封筒の写し
- (3) 令和6年9月30日発の土木管理課からの文書と郵便封筒の写し
- (4) 令和6年10月7日発の土木管理課からの文書と郵便封筒の写し
- (5) 令和6年10月15日発の土木管理課からの文書と郵便封筒の写し

3 請求の受理

本件住民監査請求は、令和6年12月19日に要件審査を行った結果、法第242条第1項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件住民監査請求の請求人が令和6年9月6日に提出し、同月9日に市が受け付けた行政文書開示請求に係る行政文書開示決定等期間延長通知に要した郵便代金が、違法又は不当な公金の支出であるか否かを監査対象事項とした。

なお、過去における郵便代金において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かについては、請求内容が個別的、具体的に特定されていないため、監査対象事項とはしなかった。

2 監査対象部局

建設部土木管理課、総務部総務課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

本件住民監査請求については、請求人から、法第242条第7項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取を行わなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和7年1月17日に建設部及び総務部の関係職員に対し、陳述の聴取を行った。

第3 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人は、杜撰な体制及び対応についての監査請求であるので、外部の方の検証を求めたいとし、個別外部監査契約に基づく監査を求めているので、これについて判断する。

監査委員は、常に公正不偏の態度を保持して監査を行う義務があり、請求人の主張する理由をもって本件住民監査請求の監査が公正に行えないと認めることはできないため、個別外部監査契約に基づく監査を行わないものと決定した。

第4 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 事実関係

(1) 本件住民監査請求に係る主な経緯について

	日付	内容	郵便代金
①	令和6年9月9日	行政文書開示請求書を受付	
②	令和6年9月24日	行政文書開示決定等期間延長通知書を郵送	84円
③	令和6年9月30日	開示請求者から内容の誤りについて指摘を受け、修正した行政文書開示決定等期間延長通知書を郵送	84円
④	令和6年10月7日	開示請求者から内容の誤りについて指摘を受け、修正した行政文書開示決定等期間延長通知書を郵送	110円
⑤	令和6年10月15日	開示請求者から内容の誤りについて指摘を受け、修正した行政文書開示決定等期間延長通知書を郵送	110円

※通知書の通知日について、③は9月30日、④及び⑤は②と同日の9月24日付け

※令和6年10月1日から郵便代金改正

(2) 誤り内容について

(1)②における行政文書開示決定等期間延長通知書（以下「当初通知」という。）の誤り内容については、提出日の記載誤り、文字の欠落及び誤りであった。開示請求者からの指摘は、誤りがあるという事実のみであり、誤り内容についての言及はなかった。また、開示請求者から、誤りがあるため受け取ることができない申出があった。

(3) 行政文書開示決定等期間延長通知について

行政文書の開示請求があった場合、開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行わなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由があると認めるときは、45日以内に限り延長することができ、この場合、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないことが、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第12

条に規定されている。

【奈良市情報公開条例（抜粋）】

（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内になしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(4) 当初通知の効力について

当初通知の誤り内容によって、通知の効力に影響はないとの考え方が総務課から示された。

(5) 再通知の際の通知日について

当初通知に誤りがあった場合の 절차를記したマニュアルはないが、本件住民監査請求の事案において再通知する場合の通知日については、実際に再通知した日ではなく、当初に通知した日のまま施行する考え方が総務課から示された。

3 監査委員の判断

請求人は、内容の誤った行政文書開示決定等期間延長通知の確認を怠り何度も郵送する杜撰な対応について、3回の郵送に要した郵便代金は不適正な支出であるという趣旨の主張をしているので、このことについて判断する。

本件住民監査請求は、事実関係(1)及び(2)のとおり、当初通知の内容に誤りがあったことに起因し、開示請求者からの指摘を受け修正はしたが、全ての修正に至るまでに3回の回数を要した事案である。このことは、誤り内容について開示請求者から具体的に示されていなかったとは言うものの、所管課の注意力が十分でなかったことによるものであり、今後再発防止が求められるところである。

一方、誤りがあったことによって通知の効力に影響があったかについては、事実関係(3)及び(4)のとおり、開示決定等の期限を延長する場合、開示請求者に対し書面により通知しなければならないこととして、延長後の期間及び延長の理由が定められているが、今回の誤り内容は、通知すべき内容の根幹に関わるものではなく、当初通知においても効力があったものと言える。また、行政文書開示決定等期間延長通知書の項目にある「行政文書の件名」等の情報から、事実関係(1)①に関する通知文書であるとの特定ができ、他の文書と混同されるおそれもないと考えられることから、そもそも再通知自体が本来必須のものではなかったものとする。

誤りのない文書施行の必要性は言うまでもないことではあるものの、今回再通知を发出したのは、所管課が開示請求者からの申出に応じたことによるものであり、その結果郵便代金を要したとしても、それは通知文書の内容を開示請求者へ正確に伝えるための対応としての結果であるため、それ自体が不適正な支出で市に損害を与えていると言うことはできないものと判断する。

よって、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないため、主文のとおり決定する。